

洲本市ふるさと産品生産拠点等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「交付規則」という。）第27条の規定に基づき、本市の魅力の発信及び地域の活性化に寄与するふるさと産品のさらなる多様化を促進するため、本市の有する資源を活用したふるさと産品の生産拠点等の新たな設置又は導入（以下「新設等」という。）を行う事業者に対し、予算の範囲内において、その新設等に要する費用の一部の支援を行う洲本市ふるさと産品生産拠点等設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ふるさと産品」とは、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号）第5条の規定に適合する返礼品であって、本市の魅力の発信に資するものとして市長が適当と認めるものをいう。ただし、飲食店等で提供される料理等を除く。

2 この要綱において「生産拠点等」とは、ふるさと産品の製造、加工その他の工程のうち相応の付加価値を生じさせる主要な部分（以下「製造等」という。）を行う施設又は設備をいう。ただし、飲食店等に係るものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市外で現に商品の製造、加工、販売等を行っている個人又は法人その他生産者等により組織された団体であって、市内で生産拠点等の新設等を行うもの
- (2) 前号の生産拠点等で製造等が行われたふるさと産品を本市のふるさと納税制度において提供する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第1号。以下「制限規則」という。）第2条第2号に規定する滞納者
- (2) 洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第1号から第3号までの規定のいずれかに該当する者
- (3) 過去に補助金の交付を受け、又は当該生産拠点等の新設等に関し国若しくは

他の地方公共団体等の補助等を受ける者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(市長が必要と認める書類)

第5条 交付規則第3条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 市歳入金情報に関する同意書（制限規則別記様式）
- (2) 生産拠点等の新設等に関する計画の内容が確認できる資料
- (3) 新設等を行う生産拠点等において製造等を行うふるさと産品の内容が確認できる資料
- (4) 新設等を行う生産拠点等に係る工事又は設備の敷設に関する図面の写し
- (5) 補助対象経費に係る見積書（内訳が記載されたものに限る。）の写し
- (6) その他参考となる資料

2 交付規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書（内訳が記載されたものに限る。）の写し
- (2) 生産拠点等の新設等の過程及びその完成の状況が確認できる資料
- (3) その他参考となる資料

(書類等の保存期間)

第6条 補助金の交付を受けた者は、交付規則第16条の規定により整備した書類、帳簿等を当該補助事業等が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分制限)

第7条 交付規則第21条第1項第4号に規定する市長が指定する財産は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械又は器具であつて、その価格が50万円以上のものとする。

2 交付規則第21条第2項の規定により定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年1月4日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた交付規則第4条の規定による補助金の交付の決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月25日告示第21号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付の申請があったものについて適用する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費		補助金の額	
		補助率	限度額
1 施設費	ふるさと産品の製造等を行う施設の新たな設置に直接要する工事請負費、土地購入費、家屋購入費その他の費用で市長が適当と認めるもの	3分の2	1,500万円
2 設備費	ふるさと産品の製造等を行う設備の新たな導入に直接要する工事請負費、機械器具費その他の費用で市長が適当と認めるもの		
3 付随費用	第1項に規定する施設又は前項に規定する設備の取得価額に算入すべき費用その他の費用で市長が適当と認めるもの		
4 その他市長が特に必要と認める経費	前3項に規定する費用のほか、生産拠点等の新設等に関し市長が特に必要と認める費用		

備考

- 1 補助対象経費には、公租公課は含まれない。

- 2 補助金の額は、第1項から第4項までに規定する補助対象経費を合算した額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は限度額のいずれか低い額とする。